

「宮代町特定保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準」

の見直しについて

■見直しの理由

宮代町の保育所入所状況は、年度当初こそ待機児童が少ないものの、4月時点でほぼ全園が入所定員を超えて受け入れをしている状況である。

待機児童解消の期待をうけ、平成29年4月、平成31年4月より小規模保育施設が事業開始となったが、未だ入所審査において希望園に入れない者が発生している。

そこで、より透明性のある審査を実施するため、令和2年度からの保育所入所選考基準の見直しを行うものである。

■改正点（検討事項）

①内職について

- 【現在】 ①1日の労働時間が6時間以上で月収5万円以上 5点
②1日の労働時間が4時間以上で月収3万円以上 4点
③上記以外の内職（ただし、月48時間以上の就労に限る）3点

- 【新規案】 ①月収3万円以上 5点
②月収1万8千円以上（当初3ヶ月のみ1万円以上） 4点
（理由）内職就労の適正な評価

②ひとり親加点

- 【現在】（+）10点
【新規案】（+）20点
（理由）ひとり親家庭の子育て支援

③兄弟加点

- 【現在】 なし（同一施設を利用できるように調整）
【新規案】 入所希望園に兄弟姉妹が入所している場合 （+）4点
多胎児が同時入所する場合 （+）2点
（理由）・兄弟姉妹が入所している場合の基準数値の明確化
・多胎児（双子・三つ子等）を育てている家庭の子育て支援

④入所前の状況による加点

- 【現在】 小規模保育事業など地域型保育事業について、入所期間を満了する場合 （+）5点
【新規案】 同様 （+）6点
（理由） 保育の継続性の確保

⑤育児休業加点

【現在】 (+) 4点

【新規案】 (+) 2点

(理由) 育休制度の浸透による育児休業加点の見直し

⑥町外在住者への減点

【現在】 町外在住者と町内在住者との点数での区別はなし

【新規案】 町外在住者で勤務地が町内（入所月前月転入予定者を除く）（－）5点

町外在住者で勤務地が町外（入所月前月転入予定者を除く）（－）10点

(理由) 町内において待機児童が発生しているため